

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで
② 昭和58年4月から同年12月まで
③ 昭和59年7月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、厚生年金保険加入後に過去2年分の未納の通知が届き2年分を一括で10数万円ぐらい納付し、以降は定期的に納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、国民年金の加入手続を行った昭和61年2月の時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間③の前後の期間である59年1月から同年6月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の保険料は、過年度納付されていることから、申立期間③についても同様に過年度納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和59年1月以降の国民年金加入期間は、申立期間③を除き保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年2月の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、A市で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、国民年金の加入時期、保険料の納付時期、

納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、結婚を契機に前々夫と一緒にA市役所B出張所にて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を前々夫及び義父母の分と一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間は12か月と短期間である上、厚生年金保険から国民年金への切替手続は5回とも適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付したと主張する、申立期間当時同居していた申立人の前々夫及び義父母は、申立期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の前々夫及び義母は、申立期間当時、申立人が前々夫の国民年金の加入手続及び当時の家族4人分の保険料納付をしていたと証言しており、申立人の申立期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで

昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料は、父が国民年金の加入手続をして納付したはずであり、当初の国民年金手帳にも納付を示す検認印が押してあるので今更還付処理とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるA市の検認印が押されている。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の国民年金手帳には昭和36年1月15日に資格喪失した記録とされているところ、申立期間については、社会保険庁の記録及び結婚日を前提にすると国民年金の強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により社会保険事務所において平成19年7月27日に還付決議が行われたが、申立人は還付金の受領を拒否しており、誤った事務処理が行われたものと認められ、この間の行政側の事務処理に不手際がうかがえる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、厚生年金保険をやめれば国民年金に加入するのは当然のことだ
と思い、結婚準備期間中の昭和52年1月ごろ、A市役所で国民年金の加
入手続を行い、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書により
金融機関で納めたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚準備期間中の昭和52年1月ごろ、A市役所で国民年金
の加入手続を行い、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書によ
り金融機関で納めた。」と申述しているところ、会社を退職後の53年9月
から国民年金に任意加入し、以後61年3月までの保険料はすべて納付済み
となっており、申立期間についても会社を退職後の52年1月27日にA市
役所で国民年金の任意加入手続を行ったことが申立人の所持する年金手帳
から確認できることから、任意加入で年金手帳の交付を受けながら保険料
を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の保険料を市役所か
ら送付された納付書で金融機関で納付したと主張する申立人の申立内容に
不自然さはなく、申立期間の保険料の納付に特段の困難性はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1880 (事案 860 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私は、納付時期、納付金額等は覚えていないが、国民年金の加入手続をした際に、受給資格を得られるように、まとまった額の国民年金保険料を納付したはずだったが、60歳になったとき受給資格が無いと言われた。仕方なく高齢者任意加入して受給資格を得たが、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和37年11月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年11月にその妻と連番で払い出され、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、保険料の納付を裏付ける関連資料もないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付し、60歳までに受給資格を得られるようにしたとの強い記憶があり再申立てを行ったとしているところ、昭和8年*月*日生まれの申立人は、46年*月から60歳となる誕生日の前月である平成5年*月まで、保険料の納付を続けても、納付済み期間は263か月であり、国民年金の受給資格を得られず、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和46年11月は、第1回の特例納付期間内であることを考えると、申立人は、加入手続をする際、市の担当者から特例納付制度について説明を受け、受給資格を満たすために必要な期間について、特例納付を行ったと考えるのが自然で

ある。

また、申立人の国民年金加入年月日は、加入手続をした時点において、昭和 36 年 4 月 1 日と記録されるべきであったが、42 年 4 月 1 日と記録されており（平成 5 年 4 月 15 日に、昭和 36 年 4 月 1 日へ変更済み。）、その理由としては、申立人の国民年金保険料収納記録の強制加入期間における納付済み期間 263 か月に、42 年 4 月から 46 年 3 月までの 48 か月を加えると、311 か月となることから、申立人が過年度及び特例納付^{そきゅう}の意思を示した期間についてのみ、市の国民年金担当者が加入年月日を遡^{そきゅう}及させた可能性が高いと推認される。

さらに、申立人と連番で、手帳記号番号が払い出されているその妻の国民年金加入年月日が、申立人より 2 年遅い昭和 44 年 4 月 1 日と記録されていることも、国民年金の受給資格を得る上で、申立人（8 年生）とその妻（10 年生）との生年の差を考慮した以外の理由を見出すことができず、上記推認の妥当性を補完するものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで
私が20歳になった昭和44年*月に、父が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付したと話していたことを覚えているので、申立期間が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後の任意加入者の加入時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日（昭和46年4月6日）により、申立人は、同年4月ごろに国民年金に加入したことが推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてきていたとするその父及びその母も国民年金加入期間を通じて未納期間は無く、その納付意識の高さがうかがえる上、申立人が所持する領収証書により、申立期間直後の昭和45年4月から46年3月までの保険料を同年7月19日に過年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間は過年度納付が可能であることから、9か月と短期間である申立期間についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年10月まで

私が大学3年生になった平成3年4月に学生も強制加入になり、母に勧められ国民年金に加入した。どうしても納付することができない期間は免除を申請していた。5年8月から同年10月までの期間は納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が強制加入となった平成3年4月以降、申立期間を除き、申請免除制度を利用するなどして国民年金保険料を継続して納付しており、国民年金制度を理解し、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母は、申立人に仕送りする際、下宿代と保険料とを区分けして渡しており、きちんと支払ったか確認の電話をしていたと述べている上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とほぼ一致し、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であることを考え併せると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続をし、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。私がA区BからC市に転居した際、C市役所から整理の都合上、国民年金手帳と領収書を預からせてくださいと言われ渡したところ、紛失されて国民年金手帳を再交付された。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和41年2月から同年4月ごろに行われたことが推認でき、この時点で申立期間は、国民年金保険料を現年度納付すること又は過年度納付が可能である。

また、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳まで保険料を完納しており、納付意識の高さが認められることから、申立期間は納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、集金人が自宅に保険料を徴収に来ていたと述べているところ、当時、A区では職員による徴収が行われていたことを確認済みであり、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間、同年 12 月及び 63 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 12 月
③ 昭和 63 年 12 月

私は、自営業を始めた昭和 51 年 2 月に国民年金に加入し、平成 9 年 10 月までの国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を始めた昭和 51 年 2 月に国民年金に加入して以降、申立期間①、②及び③を除き、60 歳になる前月の平成 9 年 * 月までの国民年金保険料を納付し続けており、納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和 61 年 3 月までは、保険料は 3 か月ごとに納付することとされており、昭和 60 年度第 3 期（10 月から 12 月まで）のうち、申立期間①直前の 60 年 10 月の保険料を納付しながら、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後の期間は納付済みである上、申立期間①は 5 か月、申立期間②及び③それぞれ 1 か月で合計しても 7 か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間、同年7月から40年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年9月まで
② 昭和37年10月から同年11月まで
③ 昭和38年1月から同年3月まで
④ 昭和38年4月から同年6月まで
⑤ 昭和38年7月から40年3月まで
⑥ 昭和42年1月から同年3月まで

昭和37年1月から同年9月までの申立期間①に関しては、私は還付金を受け取っていないので、還付していただきたい。ねんきん特別便専用ダイヤルに電話で確認したところ、38年7月の還付記録は見当たらないと回答を受けたのは、私が過誤納額還付通知書を所持していないことと一致しており、還付の履行はなかったものと考えざるを得ない。

昭和37年10月から同年11月までの申立期間②に関しては、社会保険事務所から200円を還付する旨の通知を受けたが、未納期間への充当を求める。充当ができない場合は、納入当時の額ではなく、現在価値に見合う額の還付を求める。

昭和38年1月から40年3月までの申立期間③、④及び⑤に関しては、同年にA区役所から再交付された国民年金手帳に「納付不要」と押印されているが、これは納付済みであることを裏付けるものである。このうち、38年4月から同年6月までの申立期間④に関しては、厚生年金保険加入期間であるので、未納期間への充当を求める。充当ができない場合は、納入当時の額ではなく、現在価値に見合う額の還付を求める。

昭和42年1月から3月までの申立期間⑥に関しては、妻が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿により、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を強制で取得後、37年1月23日に被保険者資格を喪失し、同年1月から同年9月までの国民年金保険料を還付されていることが確認でき、社会保険事務所が保管する還付整理簿により、当該還付が38年4月5日に決定され、同年7月29日に還付金が支払われたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和37年1月23日から同年12月16日までであったことが確認できることから、還付が決定された38年4月時点で、申立人は、国民年金の強制加入対象者として国民年金に再加入したと推認される。

2 申立期間③、④及び⑤については、申立人の妻は、国民年手帳の検認記録により、当該期間の国民年金保険料をB町で納付したことが確認できる上、申立人は、昭和36年4月から申立期間③直前の37年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料領収証書を所持していることから、申立期間③、④及び⑤についても、継続して夫婦二人分の保険料をB町で納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間⑥については、申立人の妻は納付済みである上、申立人は前後の期間が納付済みであり、申立期間⑥は3か月と短期間であることから、申立人も納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間③直前の昭和37年12月については未納期間とされていたが、申立人が所持する領収証書により、平成21年2月25日付けで納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

したがって、申立人は、申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、上記期間のうち、申立期間④（昭和38年4月から同年6月までの期間）は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかなことから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

3 一方、申立期間①については、申立人が所持する領収証書により、昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、同年1月から同年9月までは厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金の納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険事務所が保管する還付整理簿には、昭和38年7月29日に還付されたことが還付金額及び還付期間とともに明記されており、その記載内容に不合理な点は無く、B町の被保険者名簿の還付記録の記載とも符合している上、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事

情は見当たらない。

- 4 申立期間②については、厚生年金保険加入期間であるものの、申立人が所持する領収証書により、昭和37年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付したことが確認できたことから、平成21年3月2日付けで保険料200円を申立人に還付する旨が社会保険事務所において決議されており、この時点で充当処理が可能な未納期間はないことから、当該処理に不合理な点は見当たらず、記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人は、還付される保険料について、未納期間への充当又は現在価値に見合う額の還付を求めているが、未納期間への充当は、制度上、還付決議を行った時点で納付可能な未納期間がある場合に行われるものであり、また、保険料の還付については、制度上、当時の保険料額を還付することとされており、申立人の主張は、当委員会での審議の対象とはならない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間、同年7月から40年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 1372 (事案 259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月30日から同年7月1日まで
当初の判断後、中途退職日が平成13年6月30日と記載されている源泉徴収票が見付かったため、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細票により、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認されたものの、申立人の雇用保険加入記録の離職日が平成13年6月29日となっていること、及びA社が申立期間の厚生年金保険料を誤って控除したと回答していることから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された申立期間の厚生年金保険料が控除されていることを確認できる源泉徴収票には、中途退職日が平成13年6月30日と記載されている上、当該事業所において厚生年金保険被保険者だった者の中から、資格喪失日が1日だった者14人について確認したところ、前月末日が事業所の休日(土曜日及び日曜日)に当たっていた者も3人いることから、当該事業所では、退職月の末日が休日に当たる場合に、最終勤務日を退職日とし、当該月を厚生年金保険加入期間に含めないとするような慣行はなく、「雇用期間は13年6月30日まで

で、当日が休日なので出勤しなかった。」という申立人の申述は、「申立期間の厚生年金保険料を誤って控除した。」とする事業所の回答よりも、^{しんびょう}信憑性が高いと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 13 年 6 月分の給与明細から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の平成 13 年 7 月 1 日とすべき当該事業所における資格喪失日を、誤って同年 6 月 30 日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年6月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年1月31日まで

私は、A社でB部長としてC業務を担当していた。平成5年6月から資格喪失するまでの厚生年金保険の標準報酬月額は53万円くらいだったはずなのに、38万円になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年1月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年3月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年6月から6年10月までの期間については53万円から、同年11月及び同年12月については56万円から、それぞれ38万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の履歴事項全部証明書から、申立人は同社の役員でなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、経理や社会保険担当ではなかったので、標準報酬月額の引き下げにはかかわっていないと思う。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年6月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社からB社へ異動した際に厚生年金保険の加入記録が1か月間途切れていることを、ねんきん特別便で知った。当該2社は関連会社であり、関連会社間の異動で厚生年金保険の記録が途切れるのは届出の間違いとしか考えられないので、調査の上、途切れている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し（平成7年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年10月の社会保険事務所の記録から44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を平成7年12月1日として届け出るべきところを誤って同年11月30日と届け出たと認めていることから、事業主が同年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和42年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和29年4月からC社（現在は、D社）に勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が入社より3か月後の同年7月からという社会保険事務所の回答に納得できない。

また、昭和42年5月に、当時勤務していたA社B事業所から同社E事業所へ所長として赴任した。転勤に伴う人事異動であり、退職したわけではないので被保険者期間が1か月欠落していることについて調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に同社B営業所から同社E営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪失、元事業主の所在も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、申立人が同期入社で同じ部署に配属された者として氏名を挙げた元同僚の証言から、申立人が申立期間①において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、他の同期入社元同僚2名は、当該事業所には試用期間があり、申立期間②は厚生年金保険に加入していない旨供述している上、申立人と同じく昭和29年7月1日に被保険者資格を取得した者が40名いることが確認できることを考え合わせると、当時、当該事業所では、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の人事記録等の関連資料が存在せず、申立人に係る厚生年金保険の届出や保険料納付については不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年10月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月28日から同年10月31日まで

私は昭和48年5月21日にA社に入社し、同年11月29日まで継続して勤務していた。同年6月28日から同年10月31日までの期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてもらいたいので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む4名は資格喪失日が昭和48年6月中として記録されているが、その全員に同年8月1日に在籍した者が対象となる同年10月の定時決定がなされ標準報酬月額が記載されている上、資格喪失の受付年月日も記入されていないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿の最後に記載されている昭和48年7月以降に資格取得したとされている7名は、全員が資格取得日と資格喪失日が同日とする資格取得取消がされており、そのうち同年7月21日が資格取得日とされた1名において、資格取得の受付月日が同年10月11日と記入されていることから、さかのぼって資格取得取消処理が行われたと考えられる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、事業主の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和48年10月31日の前である、同年8月31日であることが確認できる上、事業主に係る当該事業所の被保険者名簿の資格喪失日が2回ほど二重線で抹消されていることが確認できる。このように、上記の処理を合わ

せて、社会保険事務所で不合理的な処理が行われたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人については、昭和48年6月28日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった48年10月31日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年8月から4年8月までの期間については9万8,000円に、同年9月については20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年10月31日まで
社会保険庁の記録では、私の平成3年8月から4年9月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約10か月後の5年9月1日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、3年8月から4年8月までの期間については9万8,000円から8万円に、同年9月については20万円から8万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A社の閉鎖事項証明書及び戸籍謄本から代表取締役の妻ではあるが、取締役ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所の元取締役は、「小さな会社だったので、申立人は会議等に出席し、経理として金銭関係を握っており、経営には関与していたと思う。」と供述しているが、申立人は、「夫の指示に従って経理事務を担当していたものの、標準報酬月額が遡及して引き下げられていたことは承知していない。」と主張しており、夫である代表取締役は既に他界し証言を得ることができず、申立人が、当該事業所で業務の執行責任を持っていたことを確認することはできないことから、当該遡及

訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年8月から4年8月までの期間については9万8,000円に、同年9月については20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月1日から9年1月24日まで
私の年金記録のうち、平成7年2月から8年12月までの標準報酬月額が9年2月3日付けでさかのぼって59万円から9万2,000円に引き下げられているので元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年1月24日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年2月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年2月から8年12月までの期間について59万円から9万2,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、監査役であったことが確認できるが、当該遡及訂正について照会したところ、申立人は、「債権者との対応に追われていた事業主に代わって、やむを得ず社会保険事務所の担当者と対応したところ、標準報酬月額の訂正の要請を受けたので、その旨事業主に進言した。」と回答しているが、本来、当該事業所で業務の執行責任を持っていた代表取締役がすべき対応をやむを得ず代わって対応し、進言したことをもって社会保険事務及び当該遡及訂正の権限を有していたとは言えず、申立人は、当該遡及訂正に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から同年9月26日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が26万円から9万2,000円に引き下げられているが、実際にもらっていた給与とは異なっているため、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）は、平成9年9月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その1週間後の同年10月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年3月から同年8月までの期間について26万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間において22万円から28万円の給与が支給され、厚生年金保険料として毎月2万2,500円を控除されていることが確認でき、これは上記遡及訂正前の社会保険事務所の標準報酬月額の記録（26万円）に相当する保険料額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していることから、従業員であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月2日まで
私の平成3年1月1日から同年10月2日までの標準報酬月額は、実際の給与とは異なっているため、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年10月2日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約6か月後の4年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年1月から同年9月までの期間について36万円から24万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではないことが確認できる上、複数の元同僚は、男性社員はB（職種）などを行っており、社会保険の届出等は女性社員が行っていたと証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日、資格喪失日に係る記録を31年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月1日から31年11月1日まで

私は、申立期間当時、A社に正社員として勤務し、会社の寮に住みながら、B（職種）に従事したが、寮と一緒に住んでいた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録が無いのは納得できない。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の写真及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同じ仕事をしていたとして名前を挙げた元同僚4名は、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録がある上、そのうちの1名は、「申立人とは、会社の寮で同じ部屋に住んでおり、申立人と同じくB（職種）をしており、申立人だけ厚生年金保険に加入していなかった理由は無いと思う。」と証言しており、他の1名も、部屋は違うものの、会社の寮で申立人と一緒に住み、申立人と同じくB（職種）をしていた旨を証言している。

さらに、申立人が所持する全社員の集合写真は、昭和31年8月に新社長を迎えて撮影されたものであり、申立人を含めて62名の社員が確認できるところ、当該事業所の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事

していた同年代の同僚の昭和 30 年 10 月の標準報酬月額が 5,000 円であることから、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 4 月から 31 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月から46年2月まで

私の父は、生前、A社を経営しており、経済的に国民年金保険料を納付できない状況ではなく、「20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納付していかないと老後に年金を支給されないので、保険料はしっかり納付していきなさい。」と言っていたのを私は記憶している。私も母と一緒に保険料をB郵便局で納付した記憶があり、結婚前にC区に住んでいた申立期間の記録が漏れているのは納得がいかない。

また、昭和42年1月から6月までの厚生年金保険の記録は後から追加されたものであり、この期間の保険料も納付しているはずなので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和59年6月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の両親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から57年12月までの期間及び59年10月から60年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年2月から57年12月まで
② 昭和59年10月から60年5月まで

私は、申立期間については、個人経営の会社に勤め、会社から「うちは社会保険の適用事業所ではないので、自分で国民健康保険と国民年金の加入手続を行って、保険料を納付してください。」と言われて、国民健康保険に加入するため、A市役所に行ったときに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したが、申立期間について未納の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の被保険者名簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日は平成2年1月19日と記載されており、その時点では申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、A市は、「平成元年11月1日から6年11月2日までの国民健康保険加入記録はあるが、申立期間の加入記録はない。」と回答している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年3月まで
申立期間については国民年金の未加入期間と記録されているが、私は職場を変更後必ず国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は平成8年4月3日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から8年4月までの期間及び同年8月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から8年4月まで
② 平成8年8月から12年1月まで

私は、20歳になったときにA区で国民年金に加入し、自宅に来た男性の集金人に毎月欠かさず国民年金保険料を渡していたのに、平成4年12月から8年4月までの分と同年8月から12年1月までの分が未納とされているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、平成14年10月23日に社会保険事務所において、申立期間の資格取得及び資格喪失の記録が追加処理されたことから、申立人は、同年10月に国民年金の加入手続をしたことが推認できるが、申立期間当時は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間で、また、追加処理された時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、自宅で集金人に保険料を納付していたと述べているが、A区役所からの回答によると、A区では昭和50年以降、集金人による集金は行われていないことが確認でき、申立人の主張は申立期間当時の保険料収納事務の実態と異なっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年3月まで

私は、結婚した昭和49年6月前後に、役場の人に言われて国民年金に加入し、20歳からの2年分の国民年金保険料を役場で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和50年5月に払い出されたことが確認でき、申立期間後の49年4月から50年3月までの国民年金保険料は過年度納付したことが推認できるものの、申立人が所持する年金手帳の資格取得年月日と社会保険事務所が保管する被保険者台帳の資格取得年月日が49年4月1日と一致しており、申立期間は国民年金に未加入であるため保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から45年2月までの期間及び45年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から45年2月まで
② 昭和45年8月から48年3月まで

昭和41年9月ごろ、母が大学生である私の国民年金の加入手続をA県B町役場で行い、国民年金保険料は、付加保険料を含めて母が納付していた。母が保険料を納付していたのに申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年9月ごろ、その母が国民年金加入手続をA県B町役場で行い、国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付していたと申述しているが、付加年金制度が導入されたのは昭和45年10月からであり、申立期間①当時には制度もなく、申立人の付加年金の加入は被保険者台帳によると52年7月となっていることから申立期間①及び②は付加保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年3月から同年4月までの間にC市において払い出されたことが確認でき、申立期間①のうち43年12月以前の保険料は時効により納付することができない期間である上、申立期間①は申立人が大学生であることによる任意加入の対象となる未加入期間であるので、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人は昭和40年5月にB町からD市に住所変更していることが戸籍附票で確認でき、申立内容のとおりB町役場で国民年金の加入手続を行うことはできない上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間

①及び②の保険料の納付に全く関与しておらず、関与したとする申立人の母からは当時の事情を聴取することができないため、加入状況、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで

私は、昭和46年5月末に会社を退職した後に、父だったと思うがA町役場（当時）で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、51年11月に結婚するまでは結婚のための習い事をしていたので両親が自分たちの保険料と一緒に納付してくれたと聞いている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行い、両親が国民年金保険料を自分たちの保険料と一緒に納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所の国民年金手帳払出簿及び申立人の手帳記号番号の後の任意加入者の加入時期から昭和50年1月に払い出されていることが確認できる上、昭和46年4月から47年1月までの間にA町で発行された手帳記号番号を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することができず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も無い。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、関与したとする申立人の父と申立期間において保険料が納付済みとなっている申立人の母及びその兄は既に他界していることから証言を得ることはできず、加入手続及び保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立期間のうち、国民年金手帳記号番号が払い出された50年1月の時点では、昭和47年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに47年10月以降の保険料を過年度納付していた形跡も見当

たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年3月まで

私が23歳のとき、友人から夫婦一緒に国民年金に加入するように勧められ、妻と一緒に国民年金に加入した。昭和50年ごろ、第二子が誕生する前にAセンターにあったB市役所C支所で、妻が加入手続を行った。夫婦が同じ日に加入したはずであり、別々の日になっているのはおかしい。申立期間当時の年金手帳は火災で焼失した。妻が国民年金保険料を納付したのに、未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月に払い出されており、申立期間のうち52年9月以前の国民年金保険料については時効により納付することができない上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和50年ごろAセンターにあったB市役所C支所において、夫婦一緒に国民年金に加入したと申述しているが、申立人及びその妻の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は55年1月に、申立人の妻は同年6月に加入手続を行ったと確認できることから、夫婦の国民年金の加入手続は別々の日に行われたものと認められる上、夫婦が加入手続を行ったとするB市役所C支所は50年当時D(建物名)の2階にあり、Aセンターへの移転は53年7月以降であったことが確認できることから、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から55年3月まで

私が23歳のとき、友人から夫婦一緒に国民年金に加入するように勧められ、夫と一緒に国民年金に加入した。昭和50年ごろ、第二子が誕生する前にAセンターにあったB市役所C支所で加入手続を行った。夫婦は同じ日に加入したはずであり、別々の日になっているのはおかしい。申立期間当時の年金手帳は火災で焼失した。国民年金保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出されており、申立期間のうち53年3月以前の国民年金保険料については時効により納付することができない上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和50年ごろAセンターにあったB市役所C支所において、夫婦一緒に国民年金に加入したと申述しているが、申立人及びその夫の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は55年6月に、申立人の夫は同年1月に加入手続を行ったと確認できることから、夫婦の国民年金の加入手続は別々の日に行われたものと認められる上、夫婦が加入手続を行ったとするB市役所C支所は50年当時D(建物名)の2階にあり、Aセンターへの移転は53年7月以降であったことが確認できることから、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1895（事案 903 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から44年2月まで
当初の判断後、大学の夏期休暇等には、自分でも、父母の分と一緒に、申立期間の国民年金保険料を納付したことがあったことを思い出したので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないこと、国民年金の加入手続をしたその母からも申述が得られず、事実関係が不明なことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たに自らも大学の夏期休暇等には、自分と父母の3人分の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したことがある等の主張をしているが、手帳の色を覚えていないこと、納付したとする保険料の金額が実際と異なること等、申述内容が明確でないため、事実関係が不明のままである。

また、社会保険事務所が保管するA市の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名が記載されていない上、口頭意見陳述においても新たな事実が確認できず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1896 (事案 516 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 9 月まで
当初の判断後、新たな資料は見つからないが、亡くなった父が申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、再度、審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出日から申立期間の国民年金保険料を納付することができない期間であること、申立期間の保険料を納付していたと主張するその父が亡くなっていて、当時の状況が明確でないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、その父が申立期間の保険料を納付していたはずとの主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年12月までの期間及び47年4月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年12月まで
② 昭和47年4月から50年6月まで

A市役所の職員に勧められ、母が昭和44年12月にA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、自宅に来た集金人に母が納付していた。結婚を契機に母から手渡された茶色の年金手帳は、B区役所で書き換えると言われ、オレンジ色の手帳に変わった際にA市在住時の記録が未納とされてしまった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金の加入時期は、昭和55年12月ごろと推認でき、申立人が所持する年金手帳に、B区で同年12月25日に国民年金に任意加入していることが記載されていることとも符合し、この時点で45年1月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和55年12月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母は既に他界し、申立人は直接関与していないことから納付実態が不明である上、申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月から61年10月まで
申立期間については、離婚することとなったため、昭和60年6月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、苦しい生活の中で家計をやり繰りし、毎月B信用組合C支店で国民年金保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年1月19日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人はこれまでに発行された年金手帳は1冊のみと述べているところ、申立人が所持する年金手帳の氏名欄には、昭和61年11月の再婚後の姓が記載されており、60年6月の離婚直後に加入手続を行った形跡はうかがえず、申立人の手帳記号番号が払い出された平成元年1月の時点で、既に申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から45年3月まで
申立期間については、20歳になったときに自分でA区役所B出張所において国民年金の加入手続を行い、定期的に同出張所で国民年金保険料を納付していたのに未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和40年*月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日(45年9月25日)及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、45年9月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、国民年金手帳の記載により、20歳になった40年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和45年9月の時点で、申立期間のうち43年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年3月まで

A市役所から、平成3年度から学生も国民年金に加入するよう制度が変わったので是非加入するようにと通知があった。両親が相談して加入することにし、母がA市役所国民年金課で加入手続を行った。以後、申立期間の国民年金保険料は、母が毎月、B銀行C支店の窓口で納付していたので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月ごろに申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年7月6日に社会保険事務所からA市に払い出された番号のうちの一つであり、申立人の前後の20歳加入者の資格取得年月日から、申立人の加入手続は5年12月ごろに行われたことが推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の加入手続が行われた平成5年12月の時点で、申立期間のうち3年5月から同年10月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、保険料を納付していたと主張する申立人の母は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和23年10月1日に入社し、62年6月30日に退社するまで継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職証明書及び辞令から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所で昭和23年11月1日に厚生年金保険の資格を取得している者は13人であり、B社に入社年月日を照会したところ、申立人を含む8人に被保険者期間の欠落があり、うち申立人以外の3人と連絡が取れ、3人とも申立人同様、入社は同年10月1日であり入社時は営業所勤務であったと証言している。

また、申立期間当時の社会保険関係手続の担当責任者であった係長は、「当時、担当者の厚生年金保険の資格取得手続の遅れから被保険者期間に欠落期間が発生していたが、その間の厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」と証言しており、このことから、事業主は、申立人を含む入社時営業所勤務であった者に対し、入社日から1か月経った昭和23年11月1日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の欠落を認め、平成15年に当該欠落に対する補てんを行っているが、これは欠落期間の保険料控除を認めたものではないと説明している。

加えて、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和23年11月1日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から同年10月31日まで

私は、現在のA市にあったB事業所（昭和16年12月に合併し、C事業所に名称変更）に13年に入社し、会社の合併問題で17年に退職し、友人の紹介で次の会社に勤めた。数か月でもB事業所における労働者年金保険加入記録があると思うので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する記憶及び元同僚の証言から、申立人がB事業所及び同事業所が昭和16年12月に合併し、名称変更したC事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、現場に新しい事務所が作られたり、担当部署の長が変わったりと体制が変わるなどの会社の合併問題で昭和17年に退職したと供述しているところ、B事業所は、17年1月1日の労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）の施行前に合併してC事業所となったことから、同法の適用事業所になっていないこと、申立人が氏名を挙げた元同僚3人は、D社会保険事務所で払い出された労働者年金保険の記号番号でC事業所E工場における被保険者資格を取得していることを考え合わせると、申立人は、労働者年金保険法に基づく労働者年金保険料の徴収が開始された17年6月1日以前に、C事業所を退職し、当該事業所での被保険者資格を取得していないと推認できる。

また、C事業所は、平成14年*月に民事再生法の適用を申請しており、当時の関係資料は存在せず、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人が申立期間における労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立人が所持する年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和17年1月1日と記載されていることから、申立期間は被保険者期間であったと主張しているが、申立人の労働者年金保険の記号番号及びその前後の記号番号は、いずれもF社会保険事務所において17年1月1日に払い出されている上、申立人及び前後の記号番号の者は、いずれもG事業所H工場で18年8月1日に被保険者資格を取得していることから、申立人は、前後の記号番号の者と同じく、G事業所H工場で初めて労働者年金保険に加入したと推認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 21 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 13 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 6 日から 44 年 8 月 21 日まで

A 社会保険事務所で、昭和 44 年 10 月 31 日に申立期間に係る脱退手当金を銀行振込で支払っているとの説明を受けたが、当時は、個人口座への銀行振込は考えられず、私自身も受給した記憶が無いので再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の申立期間に係る脱退手当金の裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられる上、領収欄に申立人の署名、押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 10 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年1月1日から同年11月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成11年11月30日から16年11月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、平成18年7月1日から19年9月19日までの期間については、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年1月1日から同年11月30日まで
② 平成11年11月30日から16年11月1日まで
③ 平成18年7月1日から19年9月19日まで

私は、A社の代表取締役として、平成11年1月から同年10月までの期間について、滞納していた社会保険料の対策として、標準報酬月額の遡及訂正及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる^{そきゅう} 手続をするように社会保険事務所に指導され、社会保険事務所職員が代表者印を書類に押したので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、それが原因で11年11月から16年10月までの期間について、報酬は26万円であったが厚生年金保険の加入手続ができなかったため、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。加えて、18年7月から19年8月までの期間について、社会保険事務所職員が代表者印を書類に押し、標準報酬月額が13万4,000円となっているが、報酬は20万円であったため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成11年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオン

ライン記録により、その翌月の同年 12 月 15 日付けで、申立人の標準報酬月額記録が、同年 1 月から同年 10 月までの期間について 26 万円から 9 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 社の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は社会保険料の滞納に関して社会保険事務所から連絡を受けて訪問し、職員から社会保険料を安くすると説明、指導を受けた旨、及び代表者印は自身が管理、保管していた旨を述べていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②については、A 社は当時、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人は当該事業所の代表取締役であり、「厚生年金保険の資格取得手続に社会保険事務所へ行っていない。給与から社会保険料を控除されていない。」と述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所が保管している A 社の滞納処分票から、平成 18 年 7 月から同年 9 月までの社会保険料は、同年 9 月に清算され、その期間の合計金額（5 万 7,912 円）は、標準報酬月額 13 万 4,000 円に対応した社会保険料の合計金額と一致していることが確認でき、また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 3 月から 44 年 1 月までの期間、A 社に継続して勤務していたが、本社（B 地）から C 地の支店へ異動したころの、43 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所から回答を受けた。納得がいかないため、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の元上司 4 人が、申立人は当該事業所に入社から 3 年近く継続して勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社（B 地）から A 社（C 地）に異動した申立人を含む 22 人は、全員が A 社（B 地で昭和 43 年 5 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、かつ A 社（C 地）で同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立期間当時、A 社（C 地）が独立採算制になり、別会社にする動きがあったと述べる従業員もいる上、同社（C 地）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、A 社（B 地）の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないので、申立人の申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出を行ったか否かについては不明と回答している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ごろから 42 年 2 月ごろまで
私は、A 県 B 市 C 所在の D 社の構内に在った E 社 F 支店において、昭和 38 年 4 月ごろから 42 年 2 月ごろまで勤務していたので、その間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚及び担当職務内容に係る供述が具体的であることから、申立人は、E 社 F 支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所における申立人の雇用保険加入歴が無く、事業主は、「申立人の在籍事実、申立人の申立てどおりの資格取得の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったこと等については、申立期間当時の社会保険台帳や社員名簿が保存されていないため不明である。」と供述しており、申立人の勤務実態及び申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月21日から4年12月25日まで
私は、平成元年12月1日にA社に入社し、4年12月25日まで勤務し、その間厚生年金保険料を事業主から控除されていたのに、2年10月21日から4年12月25日の間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が保存している申立人の履歴書から、平成元年8月24日から2年10月20日までの期間及び3年6月22日から4年10月22日までの期間、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚を覚えておらず、当該期間にA社で厚生年金保険に加入していた従業員に聴取したが、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、厚生年金保険料が事業主により控除されていたとする供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録は、いずれも平成元年12月1日から2年10月21日までとなっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 4 月 1 日から同年 11 月 27 日まで

私は、A区BでC社を経営し、平成6年4月1日から11年11月27日まで厚生年金保険に加入したが、今般、D社会保険事務所から、11年12月15日付けで、10年2月から同年9月までの8か月間と、11年4月から同年10月までの7か月間の標準報酬月額がそれぞれ59万円から9万2,000円に減額訂正されている旨説明された。私は、当該減額訂正届を提出した記憶が無いので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成11年11月27日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年12月15日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が10年2月から同年9月までの期間及び11年4月^{そきゅう}から同年10月までの期間について、それぞれ59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、履歴事項全部証明書により、C社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人自身も代表取締役であったことを自認しており、「妻が平成10年6月9日に厚生年金保険資格を喪失した後は、同社の社員は私一人であった。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険事務所への届出や折衝は、すべて社会保険労務士に任せていたので、私の標準報酬月額の減額訂正に関する折衝経緯は分からない。」と供述しているが、当該社会保険労務士は、「私は、各種届出書類の作成を手伝っただけであり、私が当該事業所に係る標準報酬月額の減額訂正について社会保険事務所と折衝したことは無い。」と供述しており、遡及訂正処理が行われた時期に当該事業所において唯一の被保険者であり、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月ごろから平成元年 10 月 13 日まで
私は高校卒業後の昭和 61 年 7 月ごろから父の経営する A 社に正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間の厚生年金保険加入期間となっていないのはおかしいので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の回答及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び当該元同僚の供述から、申立期間の当該事業所の従業員は 8 名前後と推認できるものの、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が入社したとする昭和 61 年 7 月の厚生年金保険の被保険者は 2 名であり、その 2 か月前の同年 5 月 30 日に資格喪失している者が 5 名確認できる上、このうち、聴取することができた 3 名は、資格喪失日以降も継続して勤務していたと供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間当時事業主であった父が加入する政府管掌健康保険の被扶養者になっていたことが確認できる。

さらに、当該事業所には当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月下旬から 60 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 7 月下旬から 60 年 12 月 1 日まで、A 県 B 市の C (地名) に在る D 社が経営する E 事業所に F (職種) として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、その期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D 社が保存する昭和 59 年給与データ伝票及び出勤簿 (昭和 60 年 1 月から 5 月までの分) により、申立人の当該事業所における勤務実態が確認できるが、E 事業所が D 社として厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 61 年 11 月 1 日である上、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを示す給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人の挙げた元同僚二人は、いずれも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格を取得しており、その前月まで国民年金保険料を納付している。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録が無く、事業主は、「申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人の申立てどおりの資格取得の届出及び保険料の納付は行わなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 1 月から 46 年 4 月 1 日まで、A 区 B に在った C 社で、次いで、同年 4 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで、D 区の E 地に在った F 事業所で、各々 G 職として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、当該期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、C 社（昭和 51 年 3 月 10 日に H 社が事業継承）の元同僚及び F 事業所の営業者の証言により、申立人が当時勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社及び F 事業所の実質的な経営者であった I 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成 9 年 8 月 1 日であり、申立期間①及び②においては、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

また、申立期間①について、C 社における同僚として申立人が名前を挙げた同僚は、「C 社は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、私達 G 職は、保険料の負担が大きかったため、厚生年金保険への加入を望まなかった。」と供述しているほか、H 社は、「申立人は、正社員として在籍し、雇用保険には加入していたが、C 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人に係る資格取得の届出及び保険料の納付は行わなかった。」と供述している。

他方、申立期間②については、申立人の F 事業所における勤務実態及び厚生年金保険の資格取得について、昭和 42 年 * 月 * 日付けで屋号「J」の営業者として飲食店店営業の許可を受けている経営者は、「I 社の社員として F 事業所を経営していた当時、申立人と思われる G 職が勤務していた記憶はあるが、当時、飲食店勤務者は厚生年金保険に加入しないというのが一般的であった。」と供述している上、申立人は、46 年 4 月以降の申立期間において、

国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月25日から同年5月7日まで

私は、昭和63年3月に職業訓練校A科を卒業してB市のC社（現在は、D社）にE（職種）として就職した。同年3月及び同年4月に支給された給与から厚生年金保険料を天引きされていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和62年度のF職業訓練校の修了生名簿に、申立人の就職先としてC社と記載されていることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年2月3日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該事業所の元事業主は、「社会保険には会社設立（昭和54年8月）後、しばらくしてから加入した。」と供述していることから、申立期間当時は未適用事業所であったと推認できる。

また、元事業主夫婦は、会社が設立された昭和54年から厚生年金保険の適用事業所となる平成元年2月までの期間について、国民年金に加入していることが確認できる上、申立人自身も、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと説明している。

なお、申立人は、G農協の取引明細表及び自ら作成した昭和63年3月31日支給の給与推定計算書を提出し、厚生年金保険料の控除があったと主張しているが、取引明細書においては同年4月26日に申立人の口座に12万3,000円が振り込まれたことしか確認できず、給与推定計算書は、申立人が記憶している同年3月の給与支給額から、厚生年金保険の標準報酬月額及び保険料を推計したものであり、保険料控除を証明する資料とはなり得ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から9年12月31日まで
社会保険庁の記録では、平成元年7月から6年10月までの標準報酬月額が8万円、同年11月から9年11月までが9万2,000円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の10年1月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が元年7月から同年11月までの期間については47万円から、同年12月から6年10月までの期間については53万円から、それぞれ8万円に、6年11月から9年11月までについては59万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認識している上、「社会保険関係事務は、従業員が行っていたので詳細は知らないが、社会保険事務所に提出する書類に社印が必要と言われて自分が社印を押した。また、社会保険事務所に株券を担保として預けていたが、倒産後に返却された。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、会社の代表者印の押印された届書でなければ受け付けない。」と回答していることから、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月 20 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 52 年 11 月 30 日から 53 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市の C 社に勤務していた。その後、同社は D 社に合併されたが、勤務地及び勤務内容については変更があったわけではなく、同一事業所で、同一業務に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 元同僚の証言により、申立人は、C 社及び合併後の D 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人の C 社における離職日は、昭和 52 年 1 月 20 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合している上、それ以降の C 社及び D 社における雇用保険の加入記録は存在しない。

2 申立期間①については、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票により、申立人は、C 社において昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、52 年 1 月 20 日に資格喪失後、同年 11 月 1 日に資格を再取得し、同年 11 月 30 日に資格喪失しており、2 回の被保険者期間においてそれぞれ異なる健康保険整理番号が付与され、1 回目の被保険者期間に係る健康保険被保険者証を 52 年 3 月 1 日に社会保険事務所に返納していることが確認できる。

3 申立期間②については、C 社は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②の期間中の昭和 53 年 1 月 31 日に全喪を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、C 社から D 社に転籍した者の被保険者記録を調査した結果、申立人と同じく昭和 52 年 11 月 30 日に C 社の被保険者資格を喪失し、53 年 3

月 1 日に D 社の被保険者資格を取得した者がほかに 3 人いることが確認できる。

4 C 社は昭和 53 年 1 月 31 日に、D 社は 53 年 11 月 30 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び賃金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 1 月 18 日まで

私は、昭和 37 年から 40 年までA社に勤務し、B（職種）として作業に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（紙台帳）において、申立人は、昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年 4 月 3 日に健康保険被保険者証を返納したことが記載されており、その後、40 年 1 月 18 日に別の健康保険番号により資格を再取得していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、A社は、昭和 47 年 2 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、貸金台帳等の関係資料の所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態を確認することができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 44 年 9 月ごろまで
私は、昭和42年5月ごろにA区BのC社（現在は、D社）に正社員として入社し、E業務を行い、44年9月ごろに次の勤務先に就職するまで勤務し、健康保険証の交付も受けていたのに、厚生年金保険の加入記録がなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時のC社の従業員及び業務の状況等について詳述していることから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、F厚生年金基金は、「当該事業所は、申立期間中の昭和44年1月1日に当基金に加入しているが、申立人の加入記録は無い。」と回答している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、20歳になった昭和37年*月に国民年金の被保険者資格を強制で取得して以降、60歳になる前月の平成14年*月まで国民年金に加入し、申立期間及びその前後の期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、D社の現在の事業主は、申立人に係る関連資料の保存は無く、申立期間当時の勤務実態は不明と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月から 27 年 7 月まで

私の夫は、A区BにあったC社に、昭和 22 年 7 月から 27 年 7 月までD (職種) として勤務していたが、その期間の年金記録がないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の履歴事項全部証明書及び社会保険事務所の記録により、当該事業所は、昭和 24 年 9 月 7 日に法人として登記され、その後、33 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は適用事業所ではない。

また、元同僚は、「申立人は、昭和 26 年ごろに何か月か一緒に勤務した後、1 年ぐらいで退職した。」と供述している上、当該元同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 33 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、当該事業所の現在の事業主は、「社員名簿を確認したが、申立人の氏名は無かった。先代のことでは当時の状況は分からない。」と回答しており、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の勤務実態は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 21 日から 40 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 34 年 1 月 9 日から A 社に勤め始め、40 年 3 月ごろまで継続して勤務していた。社会保険庁の記録に 35 年 10 月以降の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 35 年 10 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その 2 か月後の同年 12 月 21 日に当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間の大半は厚生年金保険の未適用事業所であった上、申立人の資格喪失後から適用事業所でなくなるまでの期間において、当該被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、昭和 35 年 11 月に国民年金の被保険者資格を強制で取得し、国民年金保険料の徴収が開始された昭和 36 年 4 月から申立期間を含め国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人が氏名を挙げた当該事業所の営業所長は既に他界し、当時の同僚も所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態を確認することはできない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 34 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 7 月に A 社を退社し、失業保険の給付制限期間中に B 事業所に採用が決まり、所長に厚生年金保険被保険者証を渡したところ、「もう持っているのか、すぐに手続をしておく。」と言われた。厚生年金保険の記録をみると、20 か月近く欠落しているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が申立人を記憶していると証言している上、申立人は、当時の状況を詳述していることから、申立期間に B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の元同僚は、B 事業所では、入社してから数か月から 1 年くらい臨時職員の期間があった旨証言している上、厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が入社時期の 1 年程度後になっている者が散見されることから、当該事業所では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同日の昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がほかに二人いるところ、その直前の被保険者は 32 年 2 月 22 日に資格取得しており、健康保険整理番号は連番となっていることから、申立期間に資格取得した者はいないことが確認できる。

さらに、B 事業所は、平成 19 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、当時の賃金台帳等の関係資料は廃棄済みであることから、申立人の申立期間における勤務実態

は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月 1 日から 25 年 9 月 20 日まで
私は、昭和 24 年 2 月 1 日から、A 市（現在は、B 市）C にある D 社に勤務していた。当時の庶務担当者が健康保険も年金も加入していると言っていたので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 C にあった D 社に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、商業登記においても、申立期間当時、A 市に所在した「D 社」という事業所は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた庶務担当者は所在が不明であり、当時の事業主等も特定できないことから、申立人の勤務実態について確認することができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。